

証明書交付のためのチェックリスト

申請する前に、次のことを確認してください。

《対象者について》

(いずれかに該当すること)

創業を行おうとしている。(事業を営んでいない個人)

創業後5年未満である。

(事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人)

《個別支援(専門家のアドバイス)について》

経営、財務、人材育成、販路開拓に関する個別支援を受けた。

上記の個別支援を、1ヶ月以上にわたり、4回以上受けている。

(いずれかの機関で支援を受けること *複数機関での相談可)

あわら市商工会で個別支援を受けた。

市内金融機関で個別支援を受けた。

日本政策金融公庫福井支店で個別支援を受けた。

《必要な書類》

申請書：必要とする証明書の枚数+1枚

創業計画、売上・利益等計画、資金計画がわかるもの

支援機関からの意見書(複数の機関で支援を受けた場合、各機関からの意見書が必要)

(許認可の必要な事業の場合)

事業が許認可されている、又は許認可される見込みがあるとわかるもの

(既に創業している方)

個人：開業届 法人：法人設立届、法人の履歴事項全部証明書 の写し

証明書交付～優遇措置を受けるための流れ

① 上記事項が確認できたら、市役所へ必要書類を提出します。

② 数日後、あわら市役所から証明書※を受け取ります。

③ ②の証明書を、各機関(法務局等)に提出します。

※証明書には有効期限があります。